

委員会提出議案第3号

市議会議員年金制度の安定的な運営の確保に関する決議

地方議会議員の年金制度は、地方公務員等共済組合法に基づく強制加入の年金制度として40年を超える歴史を有し、退職後の議員及び遺族の生活の安定を図る上で大きな役割を果たしている。

しかしながら、市町村大合併の大規模かつ急速な進展等により、年金財政の支え手である市町村議会議員がこの10年間で4割減少するとともに、年金受給者が2割増加したことにより、市町村議会議員の年金財政は、近年急激に悪化し、平成23年度には積立金が枯渇すると見込まれている。

市議会議員年金では、議員数が1割増加したものの、旧町村議会議員の年金受給者の受入れ等により年金受給者が2倍以上へと大幅に増加し、1人の議員が3人の年金受給者を支える、極めて不均衡な状態にある。市町村の合併の特例等に関する法律では、このような合併の進展に伴う市議会議員年金財政への影響に配慮するため、「健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする」と規定しているところであり、平成18年の地方公務員等共済組合法の改正では、自助努力の限界ともいえる掛金の引上げ、給付水準の引下げを行うとともに、合併特例法の規定に基づく激変緩和措置が講じられたところであるが、この激変緩和措置では、市議会議員年金財政の安定化を図るためには不十分なものと言わざるをえない。

よって、国においては、地方分権の実現のために強力に進められた市町村合併を根幹で支えた市議会議員の強い思いを厳粛に受けとめ、その責任において、将来にわたり安定的な年金給付が可能となるよう、早急に、合併特例法に基づく激変緩和措置を強化するなど、市議会議員年金制度の安定的運営の確保に向けた適切な措置を講ずるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成21年7月9日提出

さいたま市議会議会運営委員会

委員長 高橋 勝 頼